

大学経営政策研究

第11号 (2021年3月発行) : 101-116

米海兵隊の昇任制度と高等教育制度について

—陸上自衛隊・米海兵隊比較を通して—

諏訪 猛

米海兵隊の昇任制度と高等教育制度について

—陸上自衛隊・米海兵隊比較を通して—

諏訪 猛*

The Promotion System & Higher Education System of the US Marine Corps :

A Comparative Study between the US. Marine Corps & JGSDF

Takeru SUWA

Abstract

This paper clarifies the functions of the United States Marine Corps' Promotion system for the officers and the Japan Ground Self-Defense Force (JGSDF) Promotion system for the officers through two main factors. The first factor is education, the Military Professional Education (PME) at the Marine Corps University, colleges, and schools that allow the marine officers to be promoted to the next higher rank by learning the military professional subjects required for officers to carry out their missions at higher positions. Second, the acquisition of the master's degrees at the Military universities and colleges is essential for the promotion of marine officers to a higher rank of Major and Lieutenant Colonel. The JGSDF has no higher education system as the US Marine Corps (USMC). However, it has a non-academic degree-oriented career path through the definite military education system. The comparison between the USMC and JGSDF clarifies the reason such a traditional Japanese education system makes a difference to officers and clues why the JGSDF officers are such educated skillful soldiers, even if they have no academic degrees.

はじめに

(1) 課題設定

本稿は、国防組織¹における軍内の高等教育が、軍人の昇任に果たす役割について、日米比較の観点から論じる。日本の高等教育研究では、米国における軍の高等教育制度及び政策研究は限られており、国防政策や軍事戦略の研究分野から立ち遅れている。米国復員兵援護法により軍の奨学金で学位を取得し、一般社会へ飛び立っていくという成功物語的な論調（宮田 2012）や、軍による大学進学支援を政策論から吟味し、軍による学生支援を例示した（大塚 2006）がある。軍事教育の研究としては、児矢野（1998）が、米国の大学院・大学及び米軍内における高等教育機関で授与

* 東京大学大学院教育学研究科 博士課程単位取得満期退学

される国家安全保障に関する学位の種類及びカリキュラムを詳細にまとめている。諏訪 (2015) は、米軍の教育施策と高等教育機関における将校の修士課程履修及び学位の取得状況に注目し、米軍においては、修士号以上の学位を複数取得することが、上級階級 (大佐、准将、少将、中将、大将) への昇級に影響を与えるファクターであるとしている。米国における軍と高等教育機関の関係については、Hamrick (2013) が、第2次世界大戦及びベトナム戦争後の復員兵が、軍の支援 (GI法) により、大学等へ進学を志した社会的現象を指摘し、大学が復員兵を受け入れた決断と対応が、米大学の近代化と多様化に多大な影響を与えたとしている。また、Neiberg ((2000) は、米大学内に設置された米軍予備役将校訓練団 (ROTC) に焦点をあて、米軍の社会的、文化的、政治的な意義をその沿革と変遷を時代の変化の中で検証している。米軍における人事・昇任管理についての研究は、個人のキャリアパスの研究ではなく、120万人以上の米軍人のキャリアを一元管理する人事システムの研究が主流となっている。その研究は、1990年代から始まり、冷戦後における米国防省の人事施策、「米軍将校人事法」(1947)、米軍将校昇任限定法」(1954)、「国防省将校人事管理法」(1980) によって、米軍士官のキャリア管理システムをいかに構築していくかに研究を特化させていった。Harry (1994) は、将校及び下士官・兵の膨大な個人情報及びキャリア管理システムを整備することにより、米軍全体の人事リソースの総括的管理の可能性を指摘している。日本においては、竹本 (2011) が、外務省本省幹部職の人事キャリアパターンが存在を見出し、外交観 (集合的無意識) を共有した職員がキャリア形成に優位であることを指摘している。防衛省・自衛隊高官においては、同様に人事キャリアパターンがあり、例えば、初級幹部課程を修了した3年後に、上級幹部課程を優秀な成績で修了した後、1等陸尉 (筆者注: 米軍の大尉に相当) となり、指揮幕僚課程をおえて、外務省日米安全保障条約課に出向し3等陸佐 (同: 少佐に相当) となる (荒木 2000) などは、陸上自衛隊における幹部自衛官の人事のキャリアパスとなっているが、その研究は見当たらない。

米軍内には、独自の高等教育を実施する大学・学校等 (University, College, Academy) があり修士号の取得も可能となっている。一方、防衛省所管の防衛大学校には、総合安全保障研究科前期課程 (修士課程)、後期課程 (博士課程) が設置されているが、前述した幹部課程には学位取得の制度はない。自衛官幹部・米軍人将校²のキャリアを形成するために、高等教育機関が重要な役割を担っているという観点に立った研究は行われてこなかった。

防衛省は、「防衛力の人的側面についての抜本的改革に関する報告書」³で、自衛隊は、国際平和協力活動等海外において諸外国の軍隊とともに活動する場面が増えているところ、幹部自衛官における修士以上の学位の保有者は、全体の数%であるのに対し、諸外国の士官については、現段階で確認できたものとして、全体の半数近くに達する例もみられる⁴という問題意識を表明した。それに伴い防衛大学校への博士課程 (後期) の新設が提案され、2009年に設置が実現した。しかしながら、報告にある「修士号以上の学位の保有者数が諸外国軍の士官に比較して少ない」という指摘は、問題の本質をついているとは言えない。

一般に、博士課程 (前期・後期) で獲得した高度な知識及びクリティカルシンキングなどの技術を、防衛省・自衛隊の任務に生かすことができる教育制度が組織的に形成されているかが問題であ

り、換言すれば、高度な識能を獲得することにより、諸外国の士官と対等に協働することが改善策の目的とすべきである。米軍内には、独自の高等教育機関があり、軍政的に言えば、国防総省統合参謀本部が、軍事専門教育を承認し各教育機関において、軍事専門教育（Professional Military Education: PME）⁵により、修士号を取得させる人事制度となっている。ここから浮かび上がるのは、防衛省の同検討委員会が問題視しているのは、自衛隊幹部の修士号以上の学位保有者数の数合わせであって、米軍の高等教育機関での学位取得によりキャリアパスを形成させるという人事施策とは、軍事専門教育の考え方に大きな隔たりがあるといえる。米軍の上級士官養成⁶を目的とする高等教育制度及びその履修に連動した人事施策の関係を明らかにすることにより、自衛隊幹部のキャリア教育とその人事制度の再検討を試みる契機となり得る。

（2）分析の視点

本稿では、この課題を検討するために、まず、日本における国防教育機関及び米軍における教育機関の概要を記述し、防衛省・自衛隊及び米軍内の教育制度・人事制度を説明する。日本の自衛隊の教育制度を比較しながら、米国の実態を明示しつつ、日米の国防組織にどのような違いがあるかを踏まえつつ、米軍における教育・人事施策について考察し、日米の比較を通して高等教育と昇任制度の関係を明らかにしていくことが、本稿の目的である。

本章では、まず、軍の教育機関及び教育制度についての概要を示す。米国人が高等学校から大学あるいは士官学校へと進学後、職業軍人としての道を選択したときに、軍への入隊、特に将校としてどのようなプロセスを経て、軍内におけるキャリアを形成していくのかを明らかにし、軍内の高等教育機関での学位取得と昇任との関係を人事政策の観点から検討する。米軍事専門教育と米軍の人事政策を中心に、軍人のキャリア形成が組織的に実行されていることを検証していく。（第1節）つぎに、防衛省・自衛隊の幹部任官に関する諸制度を検証していく。防衛省は、人事の抜本的改革（防衛省 2009）において、自衛隊幹部の修士号の取得の米軍並みに増加させることを課題として挙げ、防衛大学の改革に着手した。同校に1997年修士課程を設置し、2009年には博士課程を新設した。防衛省は、「人事教育施策の現状・課題について」（2020）で、2009年に発行した「人事の抜本的改革」と同じ表現で、修士号以上の学位取得数の改善策を発表している。防衛大学校に博士課程が設置され10年たった現在でも、期待された修士号以上の学位取得者の目標値は達成されていないということである。しかしながら、防衛大学校に修士課程、博士課程が設置された意義は大きい。防衛省・自衛隊の独自の運営政策が将来的に策定される可能性もある。米国とは大きく異なる防衛省・自衛隊の幹部任官制度のプロセスを詳述し、米軍との違いが行政手続きに起因するかについて吟味する。（第2節）第3に、米軍の高等教育制度と自衛隊の教育制度を比較検討することにより、国防機関のキャリアアップにおける学位の取得との関係について検証する。

(3) 分析の対象

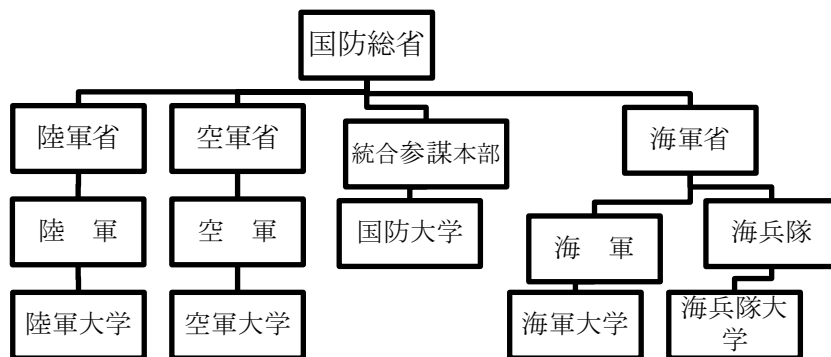
課題について、日米比較の観点から論ずるために、米軍の軍種（陸軍・海軍・空軍・海兵隊）を1軍種に選定する必要がある。防衛大綱によれば、陸上自衛隊は、空挺、水陸両用作戦、特殊作戦、航空輸送、特殊武器防護及び平和協力活動等を有効に実施する統合機動運用部隊を保持する⁷ことが整備目標となっている。統合作戦能力、機動展開能力、水陸両用作戦、特殊作戦は、米海兵隊が創出した戦略⁸であり、その研究及び教育を所掌するのが海兵隊の高等教育機関であることから、本稿においては海兵隊を分析の対象とする。

1 米国防総省と米軍高等教育機関の概要

米国は、米国防総省のもとに、陸軍省、空軍省、海軍省の3省を設置し国防行政を所掌している。3省の隷下に実働部隊（軍令）である5軍（陸軍、空軍、海軍、海兵隊、宇宙軍）を置き、国防の任にあたらせている。海兵隊は、創立当初、海軍の地上部隊であった。1798年7月11日に米海兵隊として再編成された⁹。現在でも海軍省に属しており、「米海兵隊省」は存在しない。各軍には、高等教育機関を管轄する本部機能を有した軍大学（University）が置かれ、その隷下に直接教育を担当するcollegeが設置されている。修士課程が設置されている軍の高等教育機関は、20機関に及び細分すると階級、職務に応じた学校（school & academy）がある。（諏訪 2015）

(1) 米海兵隊大学の概要

米海兵隊大学は、米海兵隊の高等教育機関を総括する本部機能を有した軍事大学である。軍事専門教育（PME）をその中核として、アメリカ合衆国のために長期間継続して海兵隊に勤務するリーダー「指揮官」を養成する責任を有する。同大学は、上級部隊である海兵隊訓練・教育コマンド（Marine Corps Training & Education Command）の指揮監督下¹¹にあり、同コマンドで研究、開発したPMEプログラムをカリキュラム化し、隷下单科大学等（college, school, academy）の教育機関の司令部（本部）として、教育の履行と訓練達成度を評価し総括する。また、PME及び



〔注1〕国防大学への入学は、各軍種から選抜される。

〔注2〕現時点では、宇宙軍と空軍大学との関係が確定していないので表記していない。

〔出典〕 Figure1:U.S. Space Force Within DoD¹⁰から筆者作成

図1 米軍の高等教育機関編成図

訓練を研究開発し、将校及び下士官に対し教育及び訓練の機会を（通学あるいは、遠隔教育により）提供し、プログラムの達成度を評価することにより、米海兵隊のグローバルな作戦環境における様々な作戦状況に適応する次世代のリーダーを養成している¹²。

ア 海兵隊大学の任務（mission）及び目的

米海兵隊大学の任務は、「PME及び訓練を開発、通学課程及び遠隔教育プログラムを通して海兵隊員及び軍属に対し、国家安全保障環境の様々な挑戦に適応するリーダーを養成し、その評価を与えること」¹³である。PMEを通して「リーダーの絶え間ない向上と戦闘における技術と科学の知識に秀で、クリティカルで創造的な思考力と健全な判断力、論理的な意思決定能力を付与することにより、米海兵隊の優越性を継続させること」を大学創設の目的としている。

イ 海兵隊大学の教育・研究機関

現在の海兵隊大学は、将校及び下士官にPMEを様々な機関：college、school、academyに提供している。海兵隊大学は、以下のように10の教育機関及び研究所・図書館を有する総合軍事高等教育機関である。

- (ア) 戦略大学（MCWAR: Marine Corps War College）＊
- (イ) 指揮幕僚大学（CSC: Command & Staff College）＊
- (ウ) 上級戦闘学校（SAW: School of Advanced Warfighting）＊
- (エ) 機動展開戦学校（EWS: Expeditionary War School）
- (オ) MAGTF兵站学校（SOML: School of MAGTF Logistics）
- (カ) グレイ研究センター（GRC: Grey Research Center）
- (キ) 歴史研究部門（HD: Historical Division）
- (ク) 上級統率コース（SLDP: School of Leadership）
- (ケ) 司令官課程（Commander's Course）
- (コ) 下士官学校（SNCOA: Senior Non Commissioned Officer Academy）

＊修士学位を認証されている大学群（筆者：注）

出典：米海兵隊大学HP 'Colleges & Schools'¹⁴から筆者作成

2 軍事専門教育（PME）によるキャリアパス

(1) PMEの履修によるキャリアパス

海兵隊大学の全ての教育機関は、海兵隊及び米国のために継続して勤務できるリーダーの養成を任務として、年齢、軍歴、階級、個人評価により部隊長の推薦を得て学生として入学することを認証するアドミッション・ポリシーが海兵隊人事規則¹⁵に定められている。

それらの所要をまとめたものが表1 海兵隊各種学及び学校における修士号取得の状況である。階級は、入学時の選抜の基準となる階級であり、入学年齢は、それぞれの大学等入学時の年齢を示す。軍歴は、大学入学選考時の在隊期間である。

これらの3つの大学への入学は、軍のアドミッション・ポリシー¹⁶により選抜される。基準となるクライテリアは、現階級、入学年齢、在軍歴、学歴、賞罰が点数化され、さらに直属の上官の評

表1 海兵隊上級大学及び学校における修士号取得の状況

College / School	階級	入学年齢	軍歴	学生数	修士号取得者数
戦略大学	中佐	39-40歳	17-18年	16	16
上級戦闘学校	少佐	34-36歳	13-14年	24	24
指揮幕僚大学	少佐	34-35歳	12-13年	200	20

出典：Faculty of MCU degree-producing colleges and school, Marine Corps University History and Organization により筆者作成

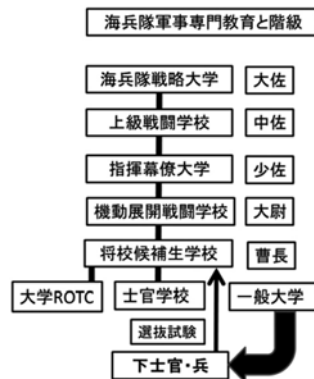
価及び部隊司令官による人物考査が加点される。毎年選考委員会が設置され、厳正かつ公正な審議がなされる。これらのPME教育機関への入学及び履修が、米海兵隊においては次上位の階級昇任の必須条件であり、キャリアパスの一つとなっている。

表2「海兵隊の階級別人員表及び昇任率」は、国防総省が発表しているデータからの引用である。階級ごとに人員数が示されているが、これは合衆国法典第10編に示されている定員である。人員は常に空席に補充されることが基本となっており、昇任者数も上位の離職とバランスを取った形になっている。ただし、少尉、中尉、大尉への昇任は定期昇任であり、規則に違反するような行為がなければ、ほぼ全員が次位の階級に昇任することが可能である。この表で注目すべき点は、少佐及び中佐への昇任率である。大尉から少佐は、54.3%、同様に少佐から中佐への昇任は、49.6%であり、これらの2階級でそれぞれ人員を半減させていることである。大尉まで定期昇任により、勤務状況が良好でかつ規則に違反するような行為がなければ、試験もなく昇任可能であった身分が、約半数の大尉が軍を去らなければならないのである。昇任の難しさが数字から理解できる。大尉以上の階級に昇任するには、勤務成績が良好なこと、修士号などの学位の取得、PME課程の履修、体力検定・射撃検定などが条件となり、厳密にポイント化され評価される。中佐に昇任できる比率は、49.6%で、これも半数弱が昇任できない。一年に一度、昇任する期間を満した将校は、次位の階級に昇任するために自分の昇任ポイントを記した書類を昇任委員会に提出する。委員長は、厳正公正な審査の結果を海兵隊総司令官に報告をする。その後、昇任者リストが交付され、昇任委員会の審

表2 海兵隊の階級別人員表及び昇任率¹⁷

海 兵 隊			
階級	人員数	階級比	昇任率
大将	4	0.02%	23.5%
中将	17	0.08%	58.6%
少将	29	0.14%	90.6%
准将	32	0.15%	4.7%
大佐	683	3.21%	36.2%
中佐	1886	8.87%	49.6%
少佐	3799	17.87%	54.3%
大尉	6993	32.89%	定期昇任
中尉	3452	16.23%	定期昇任
少尉	2354	11.07%	定期昇任
准尉	2014	9.47%	
合計	21263	100%	

出典：米海兵隊人事統計資料US Marine Corps Manpower¹⁸により筆者が作成



出典：海兵隊ハンドブック

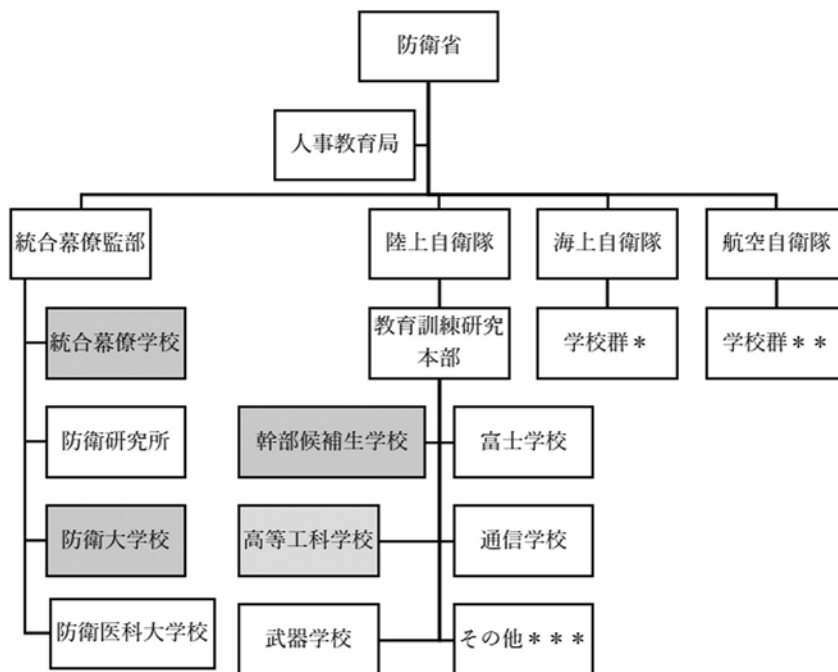
図2 海兵隊軍事専門教育と階級

査に2度（2年）落ちた者は、退職しなければならない。公式には、2度選考に落ちた者は、昇任選考者リストから氏名が削除されることになる。削除されたものは7か月後に除隊すべく、海兵隊で準備された除隊手続きをへて、各種援護教育や再就職支援プログラムへ出席し、除隊の準備を進めることになる。¹⁹大佐への昇任はそれ以上に厳しく36.2%が昇任でき、63.8%は昇任できない。ここで昇任するための重要な条件として挙げられるのが、戦略大学、指揮幕僚大学、上級戦闘学校のPME課程の履修である。これらのPMEは、少佐から中佐、さらに大佐に昇任するための第一条件なのである。さらに、これらの課程を卒業していなければ、将軍への昇任は、非常に難しいと言える。

3 防衛省・陸上自衛隊の教育体系

(1) 陸上自衛隊教育訓練研究本部

陸上自衛隊は、2019年、陸上自衛隊幹部学校と陸上自衛隊研究本部を統合して、陸上自衛隊教育研究本部（以下教育訓練研究本部）を発足させた。²⁰教育訓練研究本部の発足は、米陸軍及び米海兵隊の教育訓練コマンドを参考にし、教育機関と研究機関が密接に連携し、効率的かつ迅速に自衛隊の教育・訓練に反映させることが目的である。統合により、教育研究本部の学校等に対する統制権限が明確になり、教育訓練全般を一元的に所掌することとなった。²¹



出典：防衛ハンドブック（平成30年度版）防衛省・自衛隊組織図より筆者作成
 注：陸上自衛隊は教育機関の統合のため教育訓練研究本部を設置している。
 注2：*、**の学校群は、海上自衛隊、航空自衛隊の職種訓練学校を示す。
 注3：***陸上自衛隊の学校群の「その他」は、その他の6つの職種学校を示す。

図3 防衛省・自衛隊の教育機関編成図

(2) 防衛大学校

米国の高校生は、陸軍士官学校、海軍兵学校、空軍士官学校等へ入学し、学位取得後、それぞれの軍種の士官候補生学校（Officer Candidate School）に入校し、士官に任官する。防衛大学校は、それらの士官学校にあたるが、防衛省人事教育局が所掌する3自衛隊統合の大学校である。運用については、統合幕僚監部が担当している。文部科学省管轄外の大学校となるが、学生の学位取得のためカリキュラム及び編成は大学設置法に準拠している。学位認定は、大学評価・学位授与機構に依頼される²²。

表3 防衛大学校の学位取得

防衛大学校 の 学位取得	課 程	取 得 学 位
	本 科	学士（人文科学）・社会科学・理学・工学
	理工学研究科	修士（理学・工学・安全保障学）
	総合安全保障研究科	博士（理学・工学・安産保障学）

出典：防衛大学校HP「教育課程」から抜粋²³

防衛大学校の特色は、諸外国の士官学校にはない研究科を設置していることである。防衛省人的側面の抜本的改革にある幹部自衛官の修士号以上の学位取得者数を、諸外国並み（同報告書には、具体的な数字ではなく、「ある国では士官の半数近くに達する」と記述されている）にするという目標には及ばないものの、国防教育機関としては、世界にまれな研究科（修士・博士課程）を有する「士官学校」として存在している。

(3) 陸上自衛隊幹部候補生学校

陸上自衛隊幹部候補生学校²⁴は、陸上自衛隊の幹部自衛官となるべき者が最初に入校（入学）する教育機関であり、全国唯一の学校である。陸上自衛隊の幹部になるための必須教育課程である。防衛大卒・一般大卒・部内陸上自衛官選抜者などの一般幹部候補生課程、医科歯科幹部候補生課程、看護科幹部候補生課程及び幹部基礎（看護師）課程を設置している。同学校は、陸上自衛隊の初級幹部としての職務を遂行するために必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと（自衛隊法施行令第33条2）から、陸上自衛隊に任官する幹部候補生は入校と同時に陸曹長として陸上自

表4 幹部候補生課程のコース一覧表

一般幹部候補生 (BU) 課程	防衛大学校出身者
	一般大学出身者（薬剤科を含む）
一般幹部候補生 (I) 課程	部内自衛官からの選抜者
医科・歯科 幹部候補生課程	防衛医科大学校及び一般医科・歯科 大学出身者
防衛医科大学校 看護学科出身者	看護科幹部候補生課程

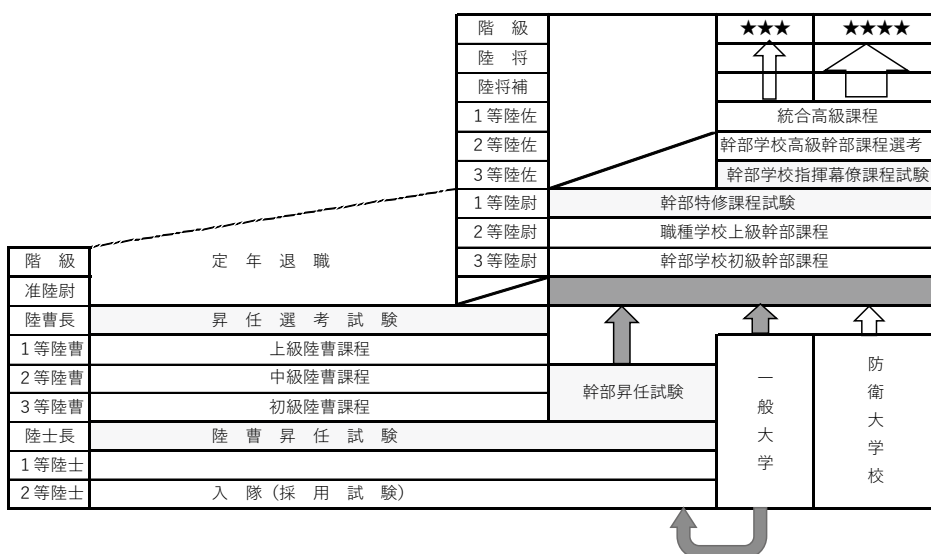
出典：陸上自衛隊幹部候補生学校HPから作成

衛官に採用され、約9か月の教育を履修する。

(4) 陸上自衛隊のキャリアパス

本稿においては、陸上自衛隊の幹部のキャリアパスについて論ずる。幹部任官（自衛隊に入隊し幹部になること）の出発点となるのが、幹部候補生学校への入学である。幹部候補生学校への入学は、防衛大学校修了者、一般大学在学中に一般幹部候補生試験を受験し合格した大学卒業者あるいは大学院修了者であり、入学後幹部候補生となる。高校卒業後、入隊試験に合格し2等陸士として入隊したものは、2つの部内試験に合格しなければならない。3年勤務し陸士長に昇任後、陸曹昇任試験に合格する。さらに陸曹として3年を良好な成績で勤務した者が受験資格を得られ、幹部昇任試験を受けることができる。18歳で入隊し、大学等に通学せず、陸上自衛隊の訓練及び服務（隊内における生活態度等）の評価により、2等陸士、1等陸士、陸士長に昇任し、陸曹昇任試験に合格し、さらに3年の後に、幹部候補生筆記試験合格後、面接試験及び射撃検定、体力検定等の点数が総合的に評価され幹部候補生に指定されることになる。

自衛隊の中のキャリアパスとしては、学歴が評価対象ではないので²⁵、高等学校、中学校卒業でも幹部になることは可能である。諸外国の士官は、まず学士号を取得していることが条件となることを考えれば、一般幹部候補生試験は、学歴を必須条件にしない例外的な幹部（士官）へのキャリアパスといえる。幹部昇任後は、必須課程で選抜試験のない幹部初級課程、同上級課程を履修し成績優秀なものから序列順に、上位階級へ昇任していく。1等陸尉に昇任したところで、高級幹部へのPMEとして、幹部特修課程、指揮幕僚課程への試験が受験できる。高級幹部課程及び統合高級課程は、部隊長の推薦制となっている。



出典：平成30年度防衛ハンドブック「防衛省の教育組織図」から筆者作成

図4 陸上自衛官のキャリアパス

(5) 日米学位取得制度の違い

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所は、防衛省の文教研修施設にあたり、防衛省本章内局教育局が事務所掌する施設である。陸上自衛隊が運用する職種学校は、自衛隊法によって設置された陸上自衛隊内の教育機関であるので、隊員に学位を取得させる概念がない。自衛隊は、米軍の教育制度を参考に、高級幹部へのキャリアパスとして教育課程（コース）を設置してきたので、教育制度上は日米に共通点は多い。表5は、日米組織の教育課程を学位取得という観点を含めて比較したものである。自衛隊の教育課程を、学位取得可能なコースとするには、行政的な調整と、学位認証機関の認証制度の研究が必要である。

表5 陸上自衛隊の訓練教育（教育課程）及び米海兵隊における学位取得の設定²⁶

選抜方法	履修課程	米海兵隊における学位取得の設定
試験 または 選考	幹部高級課程	海兵隊戦略大学（修士号取得）
	指揮幕僚課程	海兵隊指揮幕僚大学（修士号取得）
	技術高級課程	該当なし
	幹部特修課程	該当なし
計画入校	幹部上級課程	海兵隊水陸両用学校（修士号取得）
	幹部初級課程	海兵隊大学修士号取得支援プログラム
試験 または 選考	一般幹部候補生課程	海兵隊士官候補生学校（学士号取得）
	3尉候補者課程	海兵隊准尉コース（学士号取得）
	上級陸曹特技課程	海兵隊上級曹長学校（学士号への単位取得）
	陸曹候補生課程	海兵隊学位取得プログラム（学士号への単位取得）
試験	新隊員教育（前期・後期）	海兵隊学位取得プログラム（学士号への単位取得）

出典：自衛隊法施行令第33条の2、米海兵隊年鑑から筆者作成

(6) 学歴を主体としないキャリアパス

自衛官の（幹部・曹士）学歴（表6）は、3自衛隊の幹部自衛官と曹士の学歴を示している。防衛大学校卒9,709人、防衛医大卒922人、一般大学卒8,616人、短大卒1,304人、高校卒20,719人、中学卒686人（平成30年度防衛ハンドブック：10学歴別自衛官数）となっている。高等学校卒及び中学校卒の幹部が51%に達しているのを考えると、諸外国の士官が、大学卒が入隊条件であることから、自衛隊の高卒・中卒の割合が50%を超えるのは、特異といえる。米海兵隊においても、士官に任官するには、学士号が必須とされており、海兵隊大学における基本教育の課程が大学、大学院修士レベルに設定されており、軍事専門科目を履修することによって、大学及び大学院の単位を取得できるプログラムとなっている。海兵隊の軍人は階級にかかわらず、学位取得を人生のキャリアパスと考えており、海兵隊も隊員にあらゆる機会をとらえて学士以上の単位取得を奨励している²⁷。翻って、陸上自衛隊の教育訓練機関においては、文科省外の教育機関には、学位の認証制度が発達しておらず、自衛隊の職種訓練（PME）が大学の単位として認められることは現在では難しい。しかしながら、高度の学歴を有していなくても、自衛隊幹部として、ふさわしい識能を具備していると考えられる。「将校と言え、企業の世界では管理職である。管理職の半数が大学ではない。このとは、自衛隊では誰もが努力次第で評価されることを示す。学歴による区別が緩やかな組織であることが分かる。同時に内部の教育システムが完備していることをも表している。」（荒木 2000）

表6 自衛官の（幹部・曹士）学歴

学 歴	幹部数	割 合	曹・士数	割 合
防衛大学校	9,709	23.2%	339	0.2%
防衛医科大学校	922	2.2%	9	0.005%
一般大学	8,616	20.5%	20,363	11.2%
短大	1,304	3.1%	7,811	4.28%
高等学校	20,719	49.4%	148,442	81.38%
中学校	666	1.6%	5,445	2.99%
合 計	41,936	100.0%	182,409	100.0%

出典：平成30年度防衛ハンドブックから筆者作成

自衛隊の基本訓練及び錬成訓練は、「自衛隊の使命に基づき、その任務を完全に遂行できることを目的とする」（教育訓練に関する訓令第3条（教育訓練の目的）訓令が、具現されている結果だといえる。

4 結論と今後の課題

本稿では、米海兵隊の軍内におけるPME履修を中心に、学位取得が密接に絡み合いながらキャリアを形成している人事制度を論じ、それを日本の陸上自衛隊の教育制度と昇任制度を比較検討した。まず、米軍内における高等教育制度の概要を述べ、高等教育機関と米国防総省教育訓練を担当する機関との教育政策上の関係が非常に密接であり、教育の成果が海兵隊将校のキャリアパスの形成に大きく影響することを明らかにした。次に、米海兵隊の修士取得がどのような教育制度下において実施されているかを調査し、米海兵隊の高等教育プログラムが海兵隊大学を中心に実施されており、海兵隊のPME履修によって授与される学位（修士号）取得が、将校のキャリアパスに果たす役割が非常に大きいことを明らかにした。軍のキャリアパスがPMEを履修すること、つまり軍の大学に入学することであることを明らかにするために、米海兵隊の階級ごとの昇級・昇任人事制度と教育システムについて説明し、米海兵隊の人事制度において、大尉から少佐への昇任率が54.3%、少佐から中佐へのそれが49.6%で、階級ごとに定員が半減していくことに注目して、海兵隊将校のキャリアの特徴について分析を行った。これにより海兵隊将校が、ファスト・キャリアパスとは違う、除隊を前提にしたキャリアパスを形成していることが確認できた。

日本の自衛隊においては、幹部の入隊時の学歴条項が「大学卒業程度」であることから、年齢条項をクリアすれば、世界的には稀有な高校卒業の将校（幹部）が誕生する。防衛省は、防衛大学校に、他国軍と数的に同レベルの修士号学位取得者を輩出することを目的として、研究科（博士課程前期・後期）を設置したのは、その政策目的を数的に達成するには至ってはいないが、世界で初めて「士官学校」に大学院が設置されたというのは、防衛省の政策にとっても、隊員の人材育成にとっても画期的なことである。また、自衛隊には、学歴を主体としないキャリアパスが存在し、それは自衛隊独自の教育システムとして、有効に機能しているといえる。

今後の課題としては、自衛隊の学歴を主体としないキャリアパスについてさらに調査し、教育制度と昇任制度との関係をさらに具体的に掘り下げていきたいと考える。また、米軍の教育制度と昇

任制度から、高等教育によって個人の自己実現と部隊に有用な人材を養成する施策は、どのような手順を経て政策化されているかを研究していきたい。

参考文献

- 荒木肇 2000 『自衛隊という学校』 並木書房, 173頁。
- 犬塚典子 2006 「アメリカ連邦政府による大学生経済支援政策」 東信堂
『海兵隊ハンドブック』 2003 USMC Marine Corps Concept Programs 米国防省, 171頁。
- 諏訪猛 2015 「米軍における高等教育制度と軍教育施策－米海兵隊の将軍の学位取得を中心に－
『東京大学大学院大学経営政策研究』 第5号, 99-117頁。
- 竹本信輔 2011 「戦後日本における外務官僚のキャリアパス」 『立命館法学2011年3号』 337号,
373頁。
- 田村安興 2013 「武の人事評価に関する歴史的研究－陸海空将官の進級と人事考課」 『高知論叢
(社会科学)』 第106号, 高知大学経済学会, 1-73頁。
- 東南隆光 2013 「大学のキャリア教育の視点から：学生・大学・社会のレリバンスの研究（5）
大学におけるキャリア教育とキャリア支援の展開」, 『京都外国語大学研究論叢』 『防衛ハンドブ
ック』 2020 朝雲新聞社, 242-244頁。
- 防衛省 「隊員の採用昇任等基本方針について通達防人計第909号（27.1.27）」 防衛大臣
『日本の防衛 平成30年度版防衛白書』 2018 防衛省
- 松本雄一 2008 「キャリア理論における能力形成の関連性－能力形成とキャリア理論との統合に
向けての一考察（下）」 『商学研究』 56（2） 65-116頁。
- 宮田実 2012 「人生を変えた新復員兵援護法」 『大阪産業大学論集人文社会科学編16』 大阪産業大
学教養学部 133-138頁。
- 『陸上自衛隊服務小六法』 2000 学陽書房
- 渡辺恵子 2018 『国立大学職員の人事システム 管理職への昇進と能力開発』 東信堂
- 矢野マリ 1998 「米国における国家安全保障の学位をめぐる動向」 『学位授与機構研究紀要』 第9
号
- Downs. A. D., Murtazashvili, (2012). "Arms and the University, Military Presence and the
civic Education of Non-military Students": CambridgeUniversity Press
- Hamrick. A. F., Rumann. B. C., (2013). "Called to Serve, A Handbook on Student Veterans
and Higher Education"; A Wiley Imprint
- Harry. J. (1994). The Future Career Management Systems for U.S. Military Officers';: Na-
tional Defense Research Institute Defense Manpower Research Center, RAND.
- Neiberg. S. M., (2002). "Making Citizen Soldiers, ROTC and the Ideology of Amrican Mili-
tary Service": Harvard University Press
- メモ Name. J. B (2012). Military Presence: Cambridge Press.

〈注〉

- 1 本稿において、自衛隊と米軍を比較の観点から論ずるが、自衛隊を軍と呼称するのを避けるため、自衛隊の組織と米軍の組織を記述する場合、国防組織と呼ぶことにする。
- 2 防衛省・自衛隊においては、士官（officer）のことを、幹部自衛官と呼称する。自衛隊法施行規則第24条2項 三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官（以下「幹部自衛官」という）
- 3 「防衛力の人的側面についての抜本的改革に関する報告書」Ⅱ参
<https://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/materials/jinteki/index.html>2020年10月13日参照
- 4 同上掲文書「22専門知識を向上する機会の増加」
- 5 国防総省の教育施策を通して、軍事戦略及ぼ政策、国家安全保障の意思決定、統合軍作戦運用等の高度な軍事知識とその運用能力を将校に付与する教育制度を言う。
https://www.manpower.usmc.mil/webcenter/portal/OA6/pages_page12 2021年1月2日参照
- 6 上級士官とは、一般的には将軍（准将、少将、中将、大将）を意味する。自衛隊においては、高級幹部と呼称する。
- 7 防衛白書 2018 防衛大綱「3各自衛隊の体制（1）」陸上自衛隊19-20頁
- 8 米海兵隊空地任務部隊概念（Marine Air Ground Task Force Concept: MAGTF）と呼ばれ、米海兵隊に司令部機能、地上部隊、航空部隊、兵站部隊を有し統合作戦を、海兵隊のみで地上戦と航空近接支援の統合作戦が実施できる概念と能力をいう。
米海兵隊教範1998「Organization of Marine Corps Forces」Chapter1 9頁
- 9 「米海兵隊の歴史」米海兵隊将校候補生学校教範GMK1040、2011年1頁
http://www.usnavy.vt.edu/Marines/PLC_Junior/Fall_Semester/GMK1040_MC_HistoryISO.pdf#search='Act+for+establishing+and+organizing+a+Marine+Corps' 2020年10月1日参照
- 10 <https://media.defense.gov/2019/Mar/01/2002095012/-1/-1/1/UNITED-STATES-SPACE-FORCE-STRATEGIC-OVERVIEW.PDF> 2020年11月23日参照
- 11 US Maine Education and Training Command, <https://www.candp.marines.mil/Organization/Supporting-Establishment/Training-and-Education-Command-TECOM/> 2021年10月1日参照
- 12 US. Marine Corps Academic Regulation.2013
<http://www.mcu.usmc.mil/MCU%20Command%20Policies/MCU%20Academic%20Regulations.pdf> 2014年9月10日参照
- 13 米海兵隊大学の理念と任務は、HP Mission Statement of the MCUからの抜粋。
- 14 USMC UniversityHP, Colleges & Schools, <https://www.usmcu.edu/>
- 15 米海兵隊司令官PMEに関する指令、<https://www.marines.mil/Portals/1/MCO%201553.4B.pdf> 2020年10月1日参照

- 16 実際には、昇任・選考委員会が結成され、そこにある選考基準により選抜される。
- 17 US Marine Corps Manpower
https://www.manpower.usmc.mil/portal/page/portal/M_RA_HOME/SearchResults 2014年1月20日参照
- 18 Active Duty Military Personnel by Rank/Grade and Service, Dod Personnel, workforce Reports & Publication, <https://dwp.dmdc.osd.mil/dwp/app/dod-data-reports/stats-reports> 2020年8月10日参照
- 19 合衆国法典第10編第645条、1006条
- 20 「自衛隊法施行令等の一部を改正する政令」(政令第33号)
- 21 「陸上自衛隊の学校の所掌業務」自衛隊法施行令第33条の2
- 22 防衛大学校<https://www.mod.go.jp/nda/education/academic.html> 2020年10月1日参照
- 23 防衛大学校HP 「教育課程」<https://www.mod.go.jp/nda/education/academic.html> 2020年10月1日参照
- 24 <https://www.mod.go.jp/gsdf/ocsh/gakkoushoukai2.html> 2020年10月3日参照
- 25 一般幹部候補生試験の学歴条項は、大学卒業程度である。
<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/about/recruit/jieitaikambukoho.html>、2021年2月1日参照
- 26 この中に統合高級課程(統幕学校)は含まれないが、陸上自衛隊からの入校者の取りまとめ及び推薦事務を実施している。
合衆国法典第10条 セクション619 軍人の昇級：定期昇級
<https://www.law.cornell.edu/uscode/text/10/619>
https://www.manpower.usmc.mil/webcenter/portal/OA6/pages_page12、2021年2月10日参照
- 27 US Marine Corps Order 1552.4B PME <https://www.marines.mil/Portals/1/MCO%201553.4B.pdf>、2021年2月1日参照